

## 令和5年度 第2回静岡市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和5年8月28日（月）午前10時00分から午前11時10分まで
開催場所	静岡市役所 静岡庁舎 新館10階 契約課入札室 及び ZOOM を使用したオンライン開催
出席委員	委員長 坂本 真樹 （静岡大学） 委員 浅野 裕史 （公認会計士） 狩野 美知子 （しずおか市消費者協会） 中村 光央 （弁護士）
説明のため出席した職員（審議順）	都市局 建築部 公共建築課 経済局 農林水産部 治山林道課 建設局 道路部 駿河道路整備課
事務局	契約課長、外5名
議題・報告	1 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査 （抽出事案は別紙1のとおり） 2 低入札価格調査結果について 3 入札参加停止等措置の状況について
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙2のとおり

## 抽出事案一覧表

No	件 名	入札・契約方式	担当課
①	令和 5 年度環環研第 1 号 仮称環境保健研究所建築工事	制限付一般競争入札 (総合評価施工能力 I 型)	公共建築課
②	令和 5 年度公林災第 1 号 林道濁川線災害復旧工事	指名競争入札	治山林道課
③	令和 5 年度駿国道委第 1 号 (国) 150 号久能拡幅 (根古屋外 4) 設計業務委託	制限付一般競争入札	駿河道路整備課
④	令和 5 年度駿市道委第 2 号 国吉田こ線橋線外 1 用地測量業務委託	指名競争入札	駿河道路整備課

1 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査	
① 令和5年度環環研第1号 仮称環境保健研究所建築工事	
質問	回答
<p>Q1（浅野委員） 入札参加業者は3者となっているが、参加資格を満たす業者は何者であったのか。</p> <p>Q2-1（中村委員） この施設（仮称環境保健研究所）は新設であるか、それとも移設であるか。</p> <p>Q2-2（中村委員） 現在の施設の場所はどこか。また、新しい施設ができた後はどうするのか。</p> <p>Q3（坂本委員長） 現在の建物の老朽化が著しいという事であったが、築何年でしょうか。</p> <p>Q4（浅野委員） 総合評価の評価点が高かったとしても、入札価格が予定価格を超えていた場合はダメという事か。</p>	<p>A1（公共建築課 担当者） 完成実績等で入札参加資格を設定しましたが、要件を満たす業者は12者でした。そのうち、3者が応札しました。</p> <p>A2-1（公共建築課 担当者） 現行施設が別の敷地にあり、その施設が手狭になった事、老朽化が著しい事を受け、別の場所に移転新築するような計画となっています。</p> <p>A2-2（公共建築課 担当者） 資料11ページにより、青く囲っている場所が現施設の所在地です。新しい施設が開所した後に解体し、近隣にある市のこども園、2施設を統合し、民設民営の新しいこども園ができると聞いています。</p> <p>A3（公共建築課 担当者） 築後55年となっております。</p> <p>A4（公共建築課 担当者） そのとおりです。</p>
② 令和5年度公林災第1号 林道濁川線災害復旧工事	
質問	回答
<p>Q1-1（浅野委員） 昨年の台風8号で被災された場所の工事であるが、復旧工事は今年の5月。ある</p>	<p>A1-1（治山林道課 担当者） 災害を受けると、国の災害査定を受けることとなります。災害後に測量、設計、国の審査を経て、</p>

<p>程度期間が経っているかと思われるが、この時期の発注となった理由について。</p>	<p>国費を貰うことができるようになるが、今回は、そのような手続きが昨年末までかかっています。その後発注を行っていきます。不調により発注のやり直しが原因で、遅れる場合があります。</p>
<p>Q1-2（浅野委員） 不調に終わり、再発注をするとなると、何か仕様を変更しているのか。</p>	<p>A1-2（治山林道課 担当者） 国の査定を受けるために、工事の内容を変えることができません。発注時期が変わるため、それに伴い単価が変更になるので、積算金額が変わっております。</p>
<p>Q2-1（狩野委員） 事前公表というのは、何を公表しているのか。</p>	<p>A2-1（事務局） 予定価格です。</p>
<p>Q2-2（狩野委員） 公表されるのは、予定価格のみか。 入札結果表には、最低制限価格、調査基準価格、失格判断基準額とあるが、何を設定するのか、何かルールはあるのか。</p>	<p>A2-2（事務局） そのとおりです。 今回の案件は、指名競争入札であるため、予定価格と最低制限価格を設定しております。制限付一般競争入札の際には、調査基準価格や失格判断基準を設定します。</p>
<p>Q3-1（中村委員） 令和5年度になって工事着手ということだが、ここは通れないまま半年経過していたという事か。</p>	<p>A3-1（治山林道課 担当者） 崩土についてはいったん撤去しました。この林道を使う方が限定的ということで、この道を利用する際は、法面の上側を確認したうえで、通っていただいております。この先にあるわさび田は、車を利用するしかない距離にあるため、仕方なく自己責任で通っていただきました。</p>
<p>Q3-2（中村委員） 災害復旧工事だから、随意契約にすることはできないのか。</p>	<p>A3-2（治山林道課 担当者） 国の査定が2～3箇月、設計で1箇月の時間がかかってきます。国の承認が下り、発注をしたかったが応札者がいなかったということで、今回時間がかかってしまいました。 (事務局) 生命や人命に関わるものについては、随意契約を行うことができるという制度がありますが、迂回路がある、急を要さない場合などは通常通り競</p>

<p>Q3-3（中村委員）          利用者が限定的だったことで、このような対応ができたがもう少し交通量が多い場合も、同じような対応か。例えば、主要道に近い場合については、急いで発注を行えるのか。</p> <p>Q3-4（中村委員）          国は緊急に査定を行い、国費をだすこととなるのか。</p> <p>Q3-5（中村委員）          工事方法を見ると、掘削機械を上からつるしているが、掘削機械はリモートコントロールで行っているのか。</p>	<p>争入札を行う事としております。</p> <p>A3-3（治山林道課 担当者）          国に対しての手続きの対応が変わってきます。</p> <p>A3-4（治山林道課 担当者）          そのとおりです。</p> <p>A3-5（治山林道課 担当者）          そのとおりです。これはクライマー工法という工法であり、ワイヤーで掘削機械をつるして、リモートコントロールで機械を操作しています。人力で行う事となると、工事が1～2箇月かかりますが、今回リモートコントロールで行ったことにより、1週間程度で工事が完了しました。掘削機械は林道に置かれた状態で、人力でワイヤーをひっかけにいき、リモートコントロールで掘削機械がつるされるようになります。</p>
<p>③ 令和5年度駿国道委第1号（国）150号久能拡幅（根古屋外4）設計業務委託</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1-1（浅野委員）          国道150号線であっても、静岡市が工事を発注するのか。</p> <p>Q1-2（浅野委員）          （16ページの位置図における赤い部分）          この区間を4車線にするということだが、この区間の前後の道路は既に4車線になっているのか。</p> <p>Q1-3（浅野委員）</p>	<p>A1-1（駿河道路整備課 担当者）          1桁、2桁国道は、国の管理となっていますが、それ以外は静岡県か市が管理しています。静岡市が政令指定都市になったことで、管理が委譲されました。</p> <p>A1-2（駿河道路整備課 担当者）          そのとおりです。</p> <p>A1-3（駿河道路整備課 担当者）</p>

<p>今回は、当該部分の用地買収等が進み、発注することができたということか。</p> <p>Q2-1（狩野委員） 技術者の入札参加資格における技術者の資格等②の照査技術者と管理技術者との違いについてご説明していただきたい。</p> <p>Q2-2（狩野委員） 管理技術者と照査技術者は兼ねることが出来ないとなっているので、二名は技術者を確保する必要があると思うが、どちらの場合も、技術士（建設部門・「道路」）でもRCCM（「道路部門」）でも良いということか。</p> <p>Q3（坂本委員長） 入札参加者8者のうち、5者が予定価格超過となっているが、どのように考えているか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>A2-1（事務局） 管理技術者は業務を市と連携して行う方であり、照査技術者は業者が作成したものを正しくできているか確認する方となっています。</p> <p>A2-2（事務局） そのとおりです。</p> <p>A3（駿河道路整備課 担当者） 積算基準の無い項目については、業者から見積を徴取したうえで積算しています。今回、予定価格超過している業者の内訳書を確認しましたところ、その部分の金額が超過したものと思われます。</p>
<p>④ 令和5年度駿市道委第2号 国吉田こ線橋線外1用地測量業務委託</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1-1（浅野委員） こちらの土地を買うと決まったから今回用地測量を行うのか。</p> <p>Q1-2（浅野委員） 用地を購入しなければ、この委託業務は意味がないのではないか。</p> <p>Q1-3（浅野委員） 境界線は、もともと不確定であったとい</p>	<p>A1-1（駿河道路整備課 担当者） 道路拡幅整備をするとなると用地測量が必要となります。今回は、この調査で官地、民地の境界を決めることとなります。この調査の結果によっては、土地を購入する必要がないということもあります。</p> <p>A1-2（駿河道路整備課 担当者） 現時点では、およそ購入することとなると想定しているが、どちらにしても境界線を決める必要があるため、今回業務として委託しております。</p> <p>A1-3（駿河道路整備課 担当者） 現在、確定はしていません。</p>

<p>うことか。</p> <p>Q1-4（浅野委員） 市の土地なのか、民地なのかわからないということか。</p> <p>Q2-1（中村委員） 国吉田こ線橋の部分ですが、鉄道の線路と交わっているため、橋を作るのか。どのような工事を想定しているのか、詳しく説明していただきたい。</p> <p>Q2-2（中村委員） 小鹿堀ノ内線ですが、1400 m<sup>2</sup>の用地測量ですが、こちらの部分を拡幅するという事か。</p> <p>Q2-3（中村委員） 写真を見ると、②番目の写真の右側の部分を拡幅するという事か。</p> <p>Q2-4（中村委員） どれくらい拡幅するのか。</p> <p>Q2-5（中村委員） そのために、1400 m<sup>2</sup>測量するのか。</p> <p>Q2-6（中村委員） 地図上で見ると、三軒建物があると思われるが、地権者は三人いらっしゃるのか。道路に面していない奥側の建物までも測量しなければならないのか。</p> <p>Q2-7（中村委員） 構図上は、こちらは一筆 1400 m<sup>2</sup>の土地と</p>	<p>A1-4（駿河道路整備課 担当者） 資料ではおおむね把握はしていますが、公の資料としての境界線が確定しているものがないため、当業務にて確定させていただきます。</p> <p>A2-1（駿河道路整備課 担当者） 今回の業務においては、国道1号線との交差点部分が対象になります。南側から橋を越えて、国道1号線に出る右折レーンがないため、渋滞が発生しています。こちらの右折レーンを拡幅するための事業となります。</p> <p>A2-2（駿河道路整備課 担当者） 3.6mほどの狭小になっている道路であり、地元自治会から要望書もいただいております。地権者からの用地提供の同意は得ています。道路拡幅、排水構造物の再整備を行っていきます。</p> <p>A2-3（駿河道路整備課 担当者） そのとおりです。</p> <p>A2-4（駿河道路整備課 担当者） 50 cmから1 m程度拡幅すると思われます。</p> <p>A2-5（駿河道路整備課 担当者） そのとおりです。</p> <p>A2-6（駿河道路整備課 担当者） 地権者は一人ですが、複数の関係者がいらっしゃるかと聞いています。事前に公図の調査を行っているが、公図の形状が奥までが一筆となっているので、こちらを確定する必要があります。</p> <p>A2-7（駿河道路整備課 担当者） 委託業務の場所における筆数はいくつかありま</p>
--	---

<p>いうことか。</p>	<p>すが、平面図のでっばっている部分は、一筆という事を確認しております。</p>
<p>Q3-1（狩野委員）          予定価格が事後公表にも関わらず、7者全者が最低制限価格、同額で、最終的にくじ引きで決定しており、不自然に感じるがどのように考えているのか。</p>	<p>A3-1（駿河道路整備課 担当者）          今回の業務は、積算が公表されている基準書どおりになります。単価等も基準書に記載されている。そのため、各業者はこの金額で入札したと考えられます。</p>
<p>Q3-2（狩野委員）          このようなことは、よくあるのですか。</p>	<p>A3-2（駿河道路整備課 担当者）          公表されている基準書があるため、積算内容が分かれば数字を当てはめるだけとなるので、同額となることはあり得ることだと考えられます。</p>
<p>Q3-3（狩野委員）          用地測量の面積についても公表されるため、ということですか。</p>	<p>A3-3（駿河道路整備課 担当者）          そのとおりです。</p>
<p>Q4-1（中村委員）          それならば、予定価格がなぜこんなに高いのですか。</p>	<p>A4-1（事務局）          予定価格というのは、基準書を用いて積算をし、その積算金額を基に設定されます。予定価格を用いて、最低制限基準価格を設定します。この最低制限価格を算出する計算式も国が使用しているものを、市で使用しています。全国である程度一律の計算の仕方の中で、最低制限価格が設定されることとなります。</p>
<p>Q4-2（中村委員）          最低制限価格の金額で応札した場合、ずさんな設計になるということはないということか。</p>	<p>A4-2（事務局）          ありません。</p>
<p>Q4-3（中村委員）          それならば、最低制限価格をベースにして、ある程度金額を決めればよいのではないか。そのような決め方をしないのか。</p>	<p>A4-3（事務局）          あくまで、基準書は予定価格を決めるための積算の基準です。「1㎡測量するのにいくら」というような基準となります。そこから、色々な業務が基準書を基に積算され、予定価格が設定されます。最低制限価格はこの予定価格に割合を乗じていく</p>

	<p>だけということになります。昨今のダンピング受注防止の観点のなかから、75～92%の範囲で設定しております。最低制限価格ですが、毎回75%というわけではなく、業務の内容で75～92%の間で設定されます。</p>
<p>Q4-4（中村委員） 最低制限価格を決める基準書がないということか。あくまで、予定価格を算出してから最低制限価格を設定するということがよいか。</p>	<p>A4-4（事務局） そのとおりです。</p>
<p>Q4-5（中村委員） 公共工事の発注は、すべてそのような金額の設定の仕方という認識でよいか。</p>	<p>A4-5（事務局） はい。</p>
<p>Q4-6（中村委員） 最低制限価格を算出する際の、乗じた割合についても公表しているのか。</p>	<p>A4-6（事務局） はい、公表しています。予定価格の中には、直接人件費と経費としてかかる部分があります。直接人件費の部分に何%かける、経費の部分に何%かけるというようにして、最低制限価格が決定していきます。建設工事においては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費というように、三段階にわかれていきます。それぞれに割合を乗じて設定することとなります。</p>
<p>Q4-7（中村委員） そのような経費に何%かけていくのか、というのが公表されているということか。</p>	<p>A4-7（事務局） はい、公表しています。</p>
<p>Q4-8（中村委員） 事前に公表しているということか。</p>	<p>A4-8（事務局） そのとおりです。</p>
<p>Q4-9（中村委員） 予定価格は基準書があるから、どの業者が見積もってもだいたい同じになる。それに対する最低制限価格の割合も決まっていると。金額は、公表されているようなものなのではないか。</p>	<p>A4-9（駿河道路整備課 担当者） 基準書どおりに積算していれば、そのような結果となってしまいます。</p>

<p>Q4-10（中村委員）          予定価格がやはり高いのでは。</p>	<p>A4-10（駿河道路整備課 担当者）          国の基準書と同様に、市も積算している状況であります。          （事務局）          予定価格が高いからもう少し金額を落とす余地があるという事については、委員のおっしゃるとおり、あるかとは思いますが。</p>
<p>Q5（浅野委員）          抽出事案説明書の中の、「特殊な技術」とは、どのようなものですか。</p>	<p>A5（駿河道路整備課 担当者）          公図と現地に差がある場合は、事前調査、法務局との協議が必要となります。その調整を円滑に行うためには、土地家屋調査士が必要となります。</p>

<p>2 低入札価格調査結果について</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1（狩野委員）          低入札価格調査はどのような時に行うのか。</p>	<p>A1（事務局）          1億5,000万円以上の建設工事において、低入札調査価格を下回ったものについて、調査を行うこととなります。</p>

<p>3 入札参加停止等措置の状況について</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>質疑なし</p>	